

税務署にどう対応すべきか

零細・中小企業から、世界をまたぐグローバル企業まで。税務対策は今や経営の死命を制する。

図1 税務調査で注意すべきポイント

- 売上高**
 - 入金通帳、領収書控え、請求書控えなどの決済資料
 - 契約書、業務日報などの取引資料
- 原価**
 - 出金通帳、領収書、請求書などの決済資料
 - 契約書、棚卸表などの取引資料
- 人件費**
 - 給与台帳、座席表、履歴書、社会保険関係資料、タイムカードなど、従業員に関する資料

経理資料ではなく原始記録を見られる

うえで「実施すれば問題はない」と税務署側が考へているからだ。
元国税調査官の立場からいふと、法律上認められた権限だけで税務調査をしても、悪質な不正をもれなく発見することは難しい。法律的にはクロに近い手法でも使わざるをえないことがある。事実、無予告調査については、実施する前に納税者の許可を取るよう、厳しく指導される。なお、単に「忙しい」という理由でも、粘り強く主張すれば、税務調査の延期は認められる。

ここで問題なのは、税務署にどこまで協力が必要かという点。もっと

も、実際に税金のプロでない一般人が、税務調査の現場でこの点の判断をするのは難しい。最低限、以下の原則は押さえるべきである。

難しい任意調査の線引き

協力すべき範囲はどこまで

まず、税務調査は税額を確認するために行われる、ということだ。税

金の計算に関すること、すなわちビジネスについては、税務署の質問に回答し、関係資料を提示する必要がある。が、税金の計算に關係ないプ

ライバートな質問に回答したり、私物を提示したりする義務はない。

もう一つは、自分に不利な証拠となる書面（一筆）を提出したり、署名押印したりする必要はない、とい

うことである。「〇〇円申告を誤つた」といった文言を書くよ

う指導されることがあるが、税務調査は強制調査でないので、納税者の意思に反する強制は許されない。

最も望ましい対応は、拒否できない法律上の根拠について、税務署側に根拠条文の提示を受けながら、詳しい説明を求める方法である。

納税者と税務署のトラブルが生じる最大の原因是、法律上定められた税務調査の権限について、税務署が正確に理解していないせいにある。

税務職員は必ずしも、全員が税法に詳しいわけではない。

ただし税務調査を拒めるかと問わ

れば、拒否するのは处罚の対象と

されているので不可である。税務調

査を無制限に拒否できれば、それが

なり崩しになってしまふからだ。つ

まり税務調査とは、断ることはでき

ないが、納税者の都合は最大限尊重

される、というもの。延期はもちろ

ん認められるし、不必要的資料や回

答を提示する義務はない。税務調査

の主導権は、税務署でなく、あくまで

も納税者が握っている。

とはいって、「強權的な税務調査」

身を拘束する調査（捜査）を指す。

反対に任意調査とは、対象者の自發的

な協力に基づき、内容を確認する

ために行われる調査をいう。強制調

査とされるマルサの調査と、一般的

な税務調査を混同する傾向がある

が、これらは明確に区分される。

不必要的ことは言わない、出さない、用意しない

税務調査は怖くない 堂々乗り切る3力条

元国税調査官・税理士●松嶋 洋

「税務調査が怖い」「税務署にいらまれたくない」というのが一般人の常識的な感覚だろう。

しかし、税務調査の本質は、その真逆だ。税務署は国家権力をもつて有無をいわざず、税金を徴収するようなことはできない。納税者の事情に配慮し、協力を得なければ、税務調査を行うことはできないとされているのだ。

法律的にも税務調査は、「強制

調査」と一線を画しており、「任意

調査」と呼ばれている。

強制調査は犯罪捜査のように、心身を拘束する調査（捜査）を指す。反対に任意調査とは、対象者の自発的

な協力に基づき、内容を確認する

ために行われる調査をいう。強制調

査とされるマルサの調査と、一般的

な税務調査を混同する傾向がある

が、これらは明確に区分される。



税務調査とは任意調査。納税者が主導権を握るべきだ

撮影：梅谷秀司

図2 現場ではいけない3力条

指示された資料以外には用意しない

→ 必要資料は予告段階で指示がある

→ 指示された以上の資料を出すと墓穴を掘るリスク

余計な言質を取られない

→ 聞かれたことだけに回答する

→ うっかり発言で言質を取られることが少なくない

一筆には署名押印しない

→ 税務署のリスクヘッジのため求められる書類である

法律上、提出する義務はない

趣味などの話は関係ない 余計な一筆は不要

だからこそ、納税者に実践してほしいのは、必ず法律の条文を提示させて説明を受けること。税務署が提示する説明資料は、税務署が独自に作成した資料がほとんどである。

が、納税者は法律にのみ従えばいい、とされているので、すべからく法律の根拠を求める姿勢が大切だ。

なおこのような姿勢は、税金をいくら追徴されるかな、税務調査の結果説明を受ける際も欠かせない。

十分な根拠説明もないまま、追徴課

税をするケースも見られるので、法

律の条文とともに、納得できるまで

説明を受けなければならない。

税務調査と聞けば、帳簿を隅から

隅まで見るような繊細な作業を、イ

メージするかもしれない。しかし実

で用意するよう指示された場合、そ

の資料だけをピンボ

イントで用意すればいい。

もともと、税務署から資料を追加

は非常に大雑把である。税務調査は限られた時間で多額の税金を追徴する必要があるため、金額の小さいものまで確認する余裕は基本的にない。事実、金額も重要性も大きい、売上高・原価・人件費が争点になるのがほとんどである（図1）。

そのほか、税理士や経理担当者が作成する総勘定元帳などの経理資料は、あまりチェックされない。こうした資料は税知識のある者が作成しているのでミスが少ないからだ。税務署が重視するのは、経理資料の基礎となる、領収書や請求書などの資料＝原始記録。原始記録は税知識のない者が作成するから間違いが多く、不正発見につながりやすい。

逆に税務調査でやつてはいけないことはどんなことか。抑えておきたい点が三つある（図2）。

一つ目は、税務署から指示された資料以外の資料を用意しない、ということだ。資料を出しすぎたせいで、不利な証拠をつかまる事例も見られる。税務調査の予告段階で、必要資料は税務署が指導することになつておらず、その資料だけをピンボイントで用意すればいい。

もつとも、税務署から資料を追加

は非常に大雑把である。税務調査は限られた時間で多額の税金を追徴する必要があるため、金額の小さいものまで確認する余裕は基本的にない。事実、金額も重要性も大きい、売上高・原価・人件費が争点になるのがほとんどである（図1）。

そのほか、税理士や経理担当者が作成する総勘定元帳などの経理資料は、あまりチェックされない。こうした資料は税知識のある者が作成しているのでミスが少ないからだ。税務署が重視するのは、経理資料の基礎となる、領収書や請求書などの資料＝原始記録。原始記録は税知識のない者が作成するから間違いが多く、不正発見につながりやすい。

逆に税務調査でやつてはいけないことはどんなことか。抑えておきたい点が三つある（図2）。

一つ目は、税務署から指示された資料以外の資料を用意しない、とい

うことだ。資料を出しすぎたせいで、不利な証拠をつかまる事例も見られる。税務調査の予告段階で、必要資料は税務署が指導することになつておらず、その資料だけをピンボイントで用意すればいい。

もつとも、税務署から資料を追加

は非常に大雑把である。税務調査は限られた時間で多額の税金を追徴する必要があるため、金額の小さいものまで確認する余裕は基本的にない。事実、金額も重要性も大きい、売上高・原価・人件費が争点になるのがほとんどである（図1）。

そのほか、税理士や経理担当者が作成する総勘定元帳などの経理資料は、あまりチェックされない。こうした資料は税知識のある者が作成しているのでミスが少ないからだ。税務署が重視するのは、経理資料の基礎となる、領収書や請求書などの資料＝原始記録。原始記録は税知識のない者が作成するから間違いが多く、不正発見につながりやすい。

逆に税務調査でやつてはいけないことはどんなことか。抑えておきたい点が三つある（図2）。

一つ目は、税務署から指示された資料以外の資料を用意しない、とい

うことだ。資料を出しすぎたせいで、不利な証拠をつかまる事例も見られる。税務調査の予告段階で、必要資料は税務署が指導することになつておらず、その資料だけをピンボイントで用意すればいい。

もつとも、税務署から資料を追加

は非常に大雑把である。税務調査は限られた時間で多額の税金を追徴する必要があるため、金額の小さいものまで確認する余裕は基本的にない。事実、金額も重要性も大きい、売上高・原価・人件費が争点になるのがほとんどである（図1）。

そのほか、税理士や経理担当者が作成する総勘定元帳などの経理資料は、あまりチェックされない。こうした資料は税知識のある者が作成しているのでミスが少ないからだ。税務署が重視るのは、経理資料の基礎となる、領収書や請求書などの資料＝原始記録。原始記録は税知識のない者が作成するから間違いが多く、不正発見につながりやすい。

逆に税務調査でやつてはいけないことはどんなことか。抑えておきたい点が三つある（図2）。

一つ目は、税務署から指示された資料以外の資料を用意しない、とい

うことだ。資料を出しすぎたせいで、不利な証拠をつかまる事例も見られる。税務調査の予告段階で、必要資料は税務署が指導することになつておらず、その資料だけをピンボイントで用意すればいい。

もつとも、税務署から資料を追加

は非常に大雑把である。税務調査は限られた時間で多額の税金を追徴する必要があるため、金額の小さいものまで確認する余裕は基本的にない。事実、金額も重要性も大きい、売上高・原価・人件費が争点になるのがほとんどである（図1）。

そのほか、税理士や経理担当者が作成する総勘定元帳などの経理資料は、あまりチェックされない。こうした資料は税知識のある者が作成しているのでミスが少ないからだ。税務署が重視るのは、経理資料の基礎となる、領収書や請求書などの資料＝原始記録。原始記録は税知識のない者が作成するから間違いが多く、不正発見につながりやすい。

逆に税務調査でやつてはいけないことはどんなことか。抑えておきたい点が三つある（図2）。

一つ目は、税務署から指示された資料以外の資料を用意しない、とい

うことだ。資料を出しすぎたせいで、不利な証拠をつかまる事例も見られる。税務調査の予告段階で、必要資料は税務署が指導することになつておらず、その資料だけをピンボイントで用意すればいい。

もつとも、税務署から資料を追加

は非常に大雑把である。税務調査は限られた時間で多額の税金を追徴する必要があるため、金額の小さいものまで確認する余裕は基本的にない。事実、金額も重要性も大きい、売上高・原価・人件費が争点になるのがほとんどである（図1）。

そのほか、税理士や経理担当者が作成する総勘定元帳などの経理資料は、あまりチェックされない。こうした資料は税知識のある者が作成しているのでミスが少ないからだ。税務署が重視るのは、経理資料の基礎となる、領収書や請求書などの資料＝原始記録。原始記録は税知識のない者が作成するから間違いが多く、不正発見につながりやすい。

逆に税務調査でやつてはいけないことはどんなことか。抑えておきたい点が三つある（図2）。

一つ目は、税務署から指示された資料以外の資料を用意しない、とい

うことだ。資料を出しすぎたせいで、不利な証拠をつかまる事例も見られる。税務調査の予告段階で、必要資料は税務署が指導することになつておらず、その資料だけをピンボイントで用意すればいい。

もつとも、税務署から資料を追加

は非常に大雑把である。税務調査は限られた時間で多額の税金を追徴する必要があるため、金額の小さいものまで確認する余裕は基本的にない。事実、金額も重要性も大きい、売上高・原価・人件費が争点になるのがほとんどである（図1）。

そのほか、税理士や経理担当者が作成する総勘定元帳などの経理資料は、あまりチェックされない。こうした資料は税知識のある者が作成しているのでミスが少ないからだ。税務署が重視るのは、経理資料の基礎となる、領収書や請求書などの資料＝原始記録。原始記録は税知識のない者が作成するから間違いが多く、不正発見につながりやすい。</p

